

一般事業主行動計画（北海道勤労者在宅医療福祉協会）

計画期間 平成28年3月1日～平成31年2月28日

- 目標1 平成31年2月までに、育児休暇を父親が取得しやすい環境をつくる
対策 これまで取得実績はあるが、研修会などを通じて管理者や職員への周知をはかるとともに、父親が平等に取得できるような職場の理解や勤務体制整備をおこなう
- 目標2 平成31年2月までに、妊娠中の職員が産休、育休を取得し職場復帰できるように相談支援体制を強化する
対策 相談窓口を設置し子育てをしながら働き続けられるよう制度的、個別的相談を受け対処する。これらの制度、窓口について職員への周知をはかる
- 目標3 平成31年2月までに子育てしやすい労働環境をつくる
対策 これまでも実施しているか、三歳以上の子を養育する労働者の短時間勤務制度の周知をはかるよう研修会などで徹底を図るよう努める
- 目標4 平成31年2月までに「育児休業給付」及び「産前産後休業」の周知を図る
対策 育児休業給付制度の内容説明、また当協会「母性保護および育児休業制度に関する規程」で定める産前8週産後8週の休暇取得について、取得しやすい職場環境づくりをはかる